

大阪府告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、南部大阪都市計画道路事業について、近畿地方整備局長の認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第52号）があったので、次のとおり告示する。

この告示の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和3年3月26日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 施行者の名称
大阪府
- 2 事務所の所在地及び名称
富田林市寿町二丁目6番1号南河内府民センタービル内
大阪府富田林土木事務所
- 3 事業地の所在
（南部大阪都市計画道路事業3・2・217-3号大阪河内長野線）
 - (1) 収用の部分
松原市天美東一丁目及び天美南一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし